

# 鳥取縣公報

目 次

縣 令

昭和十八年八月二十四日

火曜日

第十四百六十二號

◆鳥取縣令第四十九號

諸車旅客運送營業取締規則左ノ通定ム

昭和十八年八月二十四日

鳥取縣知事 武 島 一 義

諸車旅客運送營業取締規則

○縣 令	
●諸車旅客運送營業取締規則制定	一章
○告 示	
●諸車ノ運賃標準	
●紫雲英種子販賣價格指定	七頁
●建具用材價格指定	八頁
●座縫生糸ノ加工貨認可	八頁
●假設建築物建築許可	一頁
●昭和十九年度海軍志願兵徵募	二頁
●釐金賣期日變更認可	三頁
●梨出荷計畫承認	七頁
○臺 裁 報	八頁
●薺麥を空荒廢地へ	
●若き女性よ職場に出でよ	
●草履表加工及切藁生產	

第一條 本令ニ於テ諸車旅客運送營業（以下營業ト稱ス）ト稱スルハ乗合馬車、貸切馬車、人力車又ハ厚生車等ヲ運行シ旅客ノ運送ヲ業ト爲スモノヲ謂フ  
 第二條 本令ニ於テ從業者ト稱スルハ乗合馬車及貸切馬車營業ニ在リテハ駕者又ハ馬丁、人力車營業ニ在リテハ輓子、厚生車營業ニ在リテハ操縱者ヲ謂フ  
 第三條 營業ヲ爲サントスル者ハ左ニ掲タル事項ヲ具シ營業ニ所在地所轄警察署長（以下警察署長ト稱ス）ニ願出許可ヲ受クベシ第二號乃至第八號ノ事項ヲ變更セントス

ルトキ亦同ジ

一本籍、住所、氏名、生年月日、商號又ハ名稱（法人ニ在リテハ其ノ名稱、事務所所在地、代表者ノ本籍、住所、氏名、生年月日及定款又ハ規約ノ寫）

二 營業所ノ所在地  
二 營業所ノ所在地

三 營業種別

四 定期又ハ不定期ノ別

五 使用車輛、車輛別定員及乗合、貸切馬車ニ在リテハ馬匹數

六 運賃額

七 主タル營業區域又ハ運行區間（運行區間ヲ定ムルノニ在リテハ車輛ノ運行路線圖及運轉時刻表ヲ添附スルコト）

八 駐車場ノ位置

前項ノ許可申請者未成年者ナルトキハ法定代理ハ、準禁治產者ナルトキハ保佐人、妻ナルトキハ夫ノ連署ヲ要ス

第四條 營業ヲ爲サントスル者左ノ各號ノ一に當スルト

キハ之ニ營業ヲ許可セズ

一 禁錮以上ノ刑ニ處セラレ尙改悛ノ情ナシト認メラルトキ

三 施設不適當ト認メラルルトキ

四 他人ニ名儀ヲ藉スノ虞アリト認メラルルトキ

五 前各號ノ外公益上支障アリト認メラルルトキ

第五條 營業ヲ讓渡若ハ廢止セントスルトキハ其ノ事由ヲ具シ警察署長ニ願出、許可ヲ受クベシ

第六條 營業者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ五日以内ニ許可證及檢查證ヲ添へ警察署長ニ届出ヅベシ 但シ第一號ノ場合ハ戸籍法ノ届出義務者ニ於テ其ノ手續ヲ爲シ第

四號ノ場合ハ許可證ノ添附ヲ要セズ  
一 營業者死亡シタルトキ

二 第三條第一項第一號ノ事項ニ異動アリタルトキ

三 車輛ノ使用ヲ廢止シタルトキ

四 十日以上休業セントスルトキ

00290

第七條 營業者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ警察署長ハ

其ノ營業ノ許可ヲ取消シ又ハ營業ヲ停止スルコトヲ得

一 第四條各號ノ一ニ該當スルニ至リタルトキ

二 本令又ハ本令ニ基キ發スル命令ニ違反シタルトキ

第八條 警察署長ハ公安風俗又ハ衛生保持上必要アリト認メタルトキハ使用車輛ノ構造、屬具ノ修理、改造又ハ營業區域ノ變更其ノ他營業上ニ關シ必要ナル命令ヲ發スルコトヲ得

第九條 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ營業ノ許可ハ其ノ效力ヲ失フ

一 故ナク許可ノ日ヨリ二月以内ニ營業ヲ開始セザルトキ  
二 故ナク休業三月以上ニ亘リタルトキ  
三 營業者所在不明一月以上ニ及ビタルトキ

第十條 乗合馬車又ハ貸切馬車ノ車輛及屬具ハ堅牢ニシテ左ノ制限ニ依左ノ制限ニ依ルベシ  
一 車輛ハ軸木ヲ除キ長サ四米、幅一・七五米、高サ二・三米ヲ超エザルコト  
三 米ヲ超エザルコト

十一條 人力車ノ車輛及屬具ハ堅牢ニシテ左ノ制限ニ依

ルベシ

一 車輛ハ乘客一人乗トシ幅一米ヲ超エズ座席ノ内法〇

二 雨漏ノ虞ナキ母衣及前掛ヲ備フルコト

三 完全ナル音響器ヲ裝置スルコト

第十二條 厚生車ノ車輛及屬具ハ堅牢ニシテ左ノ制限ニ依  
一 側車附車輪ハ長サ二・一米、幅一・三米、高サ一・五米ヲ超エズ乗客一人乗トシ座席ノ内法〇・五米以上

タルコト

二 後車附車輛ハ長サ三米、幅一米、高サー・五米ヲ超  
エズ乗客一人乗トシ座席ノ内法〇・五米以上タルコト

三 完全ナル制動機及音響器ヲ装置スルコト

四 雨漏ノ虞ナキ母衣及前掛ヲ備フルコト

第十三條 車輛、馬匹及屬具ハ警察署長ノ検査ヲ受ケ車輛ニ在リテハ車輛検査證ノ交付ヲ受クルニアラザレバ使用スルコトヲ得ズ

前項ノ検査ニ合格シタルトキハ別記第一號様式ノ車輛検査證ヲ交付シ車輛番號ヲ指示ス

車輛検査證ノ記載事項ニ變更ヲ生ジタルトキ又ハ車輛検査證ヲ滅失若ハ毀損シタルトキハ其ノ事由ヲ具シ記載事項ノ訂正又ハ再下附ヲ受クベシ

第十四條 車輛検査證及運賃表ハ車内見易キ箇所ニ、車輛番號ハ別記第二號様式ニ依リ車体後部見易キ箇所ニ之ヲ掲示スベシ

第十五條 警察署長ハ毎年二回（三月、九月）車輛、馬匹、屬具ノ検査ヲ行フベシ

前項ノ外必要アリト認メタルトキハ臨時検査ヲ行フベシ

第十六條 營業者、從業者ヲ使用セントスルトキハ豫メ其ノ本籍、住所、氏名、生年月日、從前ノ職業ヲ具シ警察署長ニ届出ヅベシ

第十七條 營業及從業者ハ就業中左ノ事項ヲ遵守スペシ  
ヲ禁止スルコトヲ得

第十八條 警察署長ハ從業者不適當ト認メタルトキハ從業者ノ使用ヲ罷メタルトキハ五日以内ニ届出ヅベシ

第十九條 警察署長ハ就業中左ノ事項ヲ遵守スベシ  
一 乘車ヲ勧誘セザルコト

二 名儀ノ如何ヲ問ハズ定額以上ノ運賃ヲ請求セザルコト

三 定員ヲ超エテ乗車セシメザルコト

四 不潔、不体裁ノ服裝ヲ爲シテ車輛ヲ運轉シ若ハ運轉中喫煙セザルコト

五 酒氣ヲ帶ビテ運轉セザルコト

六 運迴セザルコト

七 客ノ求メアリタルトキハ正當ノ事由ナクシテ出車ヲ拒マザルコト

第二十條 警察官吏必要アリト認ムルトキハ營業所ニ臨檢シ又ハ車輛、馬匹、屬具並ニ検査證ヲ検査スルコトヲ得

第二十一條 營業者ハ事業ノ健全ナル發達ヲ圖ル爲警察署ノ區域每ニ業種別ニ組合ヲ設クルコトヲ得  
但シ特殊ノ事由ニ依リ警察署長ノ承認ヲ受ケタルトキハ業種別ニ依ラザルコトヲ得

前項ノ組合ハ聯合會ヲ設クルコトヲ得

第二十二條 前條ノ組合又ハ聯合會ヲ設ケントスルトキハ規約ヲ定メ組合ニ在リテハ警察署長ニ、聯合會ニ在リテ

ハ警察署ヲ經由知事ニ出願シ認可ヲ受クベシ 規約ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

第二十三條 知事又ハ警察署長ハ公益上必要アリタルト認ムルトキハ組合規約ノ變更、役員ノ改任又ハ組合ノ解散ヲ命ズルコトヲ得

第二十四條 左ノ各號ノ一一該當スルトキハ拘留又ハ科料ニ處ス

一 第三條、第五條、第十三條第一項、第十四條、第十

八條、第十九條、第二十二條ノ規定ニ違反シタルトキ

二 第六條、第十六條ノ規定ニ依ル届出ヲ怠リタルトキ

三 第八條、第二十三條ノ規定ニ基キテ發スル命令ニ違反シタルトキ

四 第七條、第十七條ノ規定ニ依ル營業許可ノ停止又ハ從業ノ禁止處分ニ違反シタルトキ

五 第十五條、第二十條ノ規定ニ依ル検査ヲ故ナク拒ミ又ハ検査ヲ受クルコトヲ怠リタルトキ

從業者ニシテ其ノ業務ニ關シ本則ニ違背シタルトキハ自

00292

00291

八 駐車場以外ノ場所ニ駐車セザルコト

九 前各號ノ外警察署長ニ於テ命ジタル事項

第十九條 車輛若ハ馬匹ニ依リ人畜ヲ傷害シ又ハ物件ヲ損壊シタルトキハ從業者ハ直ニ其ノ運轉ヲ中止シ被害者ノ救護其ノ他必要ナル應急措置ヲ爲シ最寄警察官吏ニ申告スベシ 但シ警察官吏其ノ場所ニ在ルトキハ其ノ指示ニ從フベシ

第二十條 警察官吏必要アリト認ムルトキハ營業所ニ臨檢シ又ハ車輛、馬匹、屬具並ニ検査證ヲ検査スルコトヲ得

第二十一條 營業者ハ事業ノ健全ナル發達ヲ圖ル爲警察署ノ區域每ニ業種別ニ組合ヲ設クルコトヲ得  
但シ特殊ノ事由ニ依リ警察署長ノ承認ヲ受ケタルトキハ業種別ニ依ラザルコトヲ得

前項ノ組合ハ聯合會ヲ設クルコトヲ得

已ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ處罰ヲ免ガルルコトヲ得ズ

第二十六條 本令ノ罰則ハ法人又ハ組合ニ在リテハ其ノ代表者ニ、未成年者又ハ禁治產者ニ在リテハ其ノ法定代理

人ニ之ヲ適用ス 但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ在リテハ此ノ限ニ在ラズ

第二十七條 本令ハ自家用乗用車輛ニ之ヲ準用ス 但シ第

三條ノ規定ニ付テハ届出ヲ以テ足ルモノトス

#### 附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ諸車ニ依リ旅客運送營業ヲ營ム者ニシテ從業者ヲ雇傭スルモノハ本令施行ノ日ヨリ三十日以内ニ第

三條ノ事項ヲ具シ警察署長ニ届出タル者ハ本令ニ依リ許可ヲ受ケタルモノト看做ス

本令施行ノ際現ニ諸車ニ依リ旅客運送營業ヲ營ム者ニシテ從業者ヲ雇傭スルモノハ本令施行ノ日ヨリ三十日以内ニ第

十六條ニ依ル届出ヲ爲スベシ

大正五年一月縣令乘合馬車營業取締規則、大正十一年五月

縣令人力車營業取締規則ハ之ヲ廢止ス  
第一號様式

13種

車輛番號 及所氏名又 ハ商號	車輛種別並 乗車定員	車輛檢査證	
		昭和年月日	昭和年月日
鳥取縣令諸車旅客運送營業取締規則ニ依リ車輛検査ノ上本證ヲ交付ス	警 察 署 開	昭和年月日	昭和年月日
昭和年月日	昭和年月日	昭和年月日	昭和年月日
和ヲ謂フ			

備考  
一 車輛種別欄ニハ乘合馬車、貸切馬車、厚生車、人力車ノ別ヲ記入ノコト

二 乗車定員トハ各車ニ於ケル乗客定員ト從業者數トノ和ヲ謂フ

#### 第二號樣式

##### 備 考

一 車輛番號ハ「ゴジツク」休アラビヤ數字トシ文字ハ乗合又ハ貸切馬車、厚生車ニ在リ

テハ長サ八纏、幅四・五纏、太サ一纏、間隔幅一・五纏、人力車ニ在リテハ長サ四纏

二 番號ノ左ニ警察署名ノ頭文字ヲ冠スルコト

#### 告 示

##### ◆鳥取縣告示第四百五十一號

昭和十八年八月二十四日縣令第四十九號諸車旅客運送營業取締規則ニ依ル諸車ノ運賃ノ標準左ノ如シ

昭和十八年八月二十四日

鳥取縣知事 武 島 義

營業トシテ客ヲ運送スル諸車ノ運賃並ニ料金ハ左ノ標準ニ依ルベシ 但シ土地ノ狀況其ノ他ノ事由ニ依リ之ニ據リ難キ場合ハ警察署長ハ警察部長ノ指揮ヲ受ケ適宜基準ヲ定ムルコトヲ得

諸車旅客運送營業運賃並料金

營業トシテ客ヲ運送スル諸車ノ運賃並ニ料金ハ左ノ標準ニ依ルベシ 但シ土地ノ狀況其ノ他ノ事由ニ依リ之ニ據リ難キ場合ハ警察署長ハ警察部長ノ指揮ヲ受ケ適宜基準ヲ定ムルコトヲ得

#### (一) 普通運賃(距離制)

區別	時間別	實車走行最初ノ二糸未滿		同上二糸以上一糸付
		一時問ニ付	半日(五時間)	
貸切馬車	二 圓	六 圓	一〇 圓	
人 力 車	一圓二〇錢	三 圓	五 圓	
厚 生 車	一圓二〇錢	三 圓	五 圓	

#### (二) 時間貸運賃

區別	時間別	一時問ニ付		半日(五時間)	一日(十時間)
		二 圓	六 圓		
貸切馬車	二 圓	六 圓	一〇 圓		
人 力 車	一圓二〇錢	三 圓	五 圓		
厚 生 車	一圓二〇錢	三 圓	五 圓		

#### (三) 割増料金

- (1) 喰道(全行程ノ三分ノ一以上惡路)ノ場合一割以内
- (2) 雨雪泥濘ノ場合ハ一割以内
- (3) 夜間(午後十二時以後日出前迄)ハ二割以内

普通運賃ノ場合ニテ待時間十分以上ニ及ビタル場合ハ最初十分迄ハ無料トシ爾後十分又ハ其ノ端數毎二十錢以内ノ待料金ヲ受クルコトヲ得

00295

## ◆鳥取縣告示第四百五十二號

價格等統制令第七條ノ規定ニ依リ本縣ニ於ケル紫雲英種子ノ販賣價格左ノ通指定ス

昭和十八年八月二十四日

鳥取縣知事 武 島 一 義

愛知縣產、岐阜縣產紫雲英種子最高販賣價格

銘柄	最高販賣價格	備考
原種	一三六圓一四	
大晚生持等	一二五、五三	
同 一 等	一二三、三四	
同 二 等	一一九、一六	

單位一石ニ付

銘柄	最高販賣價格	備考
紫雲英種子	一一九圓五五	
本縣產紫雲英種子販賣價格		
一本表價格ハ賣主庭先渡價格トス		
二 本表價格ハ賣主庭先渡價格トス		

品種	最高販賣價格	備考
紫雲英種子	一一九圓五五	

價格等統制令第七條ノ規定ニ依リ本縣ニ於ケル建具用材ノ價格左ノ通指定ス

昭和十八年八月二十四日

鳥取縣知事 武 島 一 義

## 建具用材最高販賣價格

## 一 杉 杠 目 材 (長 六 尺 以 上)

規厚	幅	格	單位	製造業者最高販賣價格	販賣業者最高販賣價格
一寸一分未満	一寸未滿	一石	一石	一等無節 一等上小節	一等無節 一等上小節
一寸一分以上	一寸以上	同	四四、一五	四二圓九〇 三六圓七五	四二圓九〇 三六圓七五
一寸二分以上	一寸以上	同	四五、一五	四八圓三五	四一圓五〇
一寸二分以上	二寸以上	同	五一、〇〇	四九、七五	四二、五〇
二 檜 杠 目 材			四三、五〇	五七、四五	四九、〇五

規厚	幅	格	單位	製造業者最高販賣價格	販賣業者最高販賣價格
一寸一分未満	一寸未滿	一石	六一圓八五	五四圓二〇	六九圓六〇
一寸一分以上	一寸以上	同	六三、五五	五五、四五、	七一、五〇
一寸一分以上	二寸以上	同	七三、三〇	六四、一〇	八二、四〇
四 長 杵 目 材				七二、二〇	

三 製造業者最高販賣價格ハ產地發驛ボーム渡價格(荷造結束費ヲ含ム)トシ販賣業者最高販賣價格ハ賣主店先渡價

五 買主ニ於テ撰別買取ヲ爲ス場合ハ本表價格ニ一割以内ノ額ヲ加算スルコトヲ得

六 取引ニ當リ錢未満ヲ生ジタル場合ハ切捨ツルモノトス

四 長サ六尺未満ノモノノ最高販賣價格ハ本表價格ノ一割下ゲトス

五 買主ニ於テ撰別買取ヲ爲ス場合ハ本表價格ニ一割以内ノ額ヲ加算スルコトヲ得

六 取引ニ當リ錢未満ヲ生ジタル場合ハ切捨ツルモノトス

00297

## ◆鳥取縣告示第四百五十四號

價格等統制令第三條第一項ノ規定ニ依リ左ノ通加工質ヲ認可シ同條第二項ノ規定ニ依リ指定地區内ニ於テ組合員タル資格ヲ有スル者ニシテ組合員ニ非ザル者ニ付テモ本認可加工質ヲ以テ指定期日ニ於ケル額ト看做ス

昭和十八年八月二十四日

鳥取縣知事 武 島 一 義

## 一 組合ノ名稱及地區

イ・名 稱 鳥取縣座繰生絲共同施設組合

ロ・地 區 鳥取縣 一 圓

## 二 組合員タル資格

地區内ニ於テ座繰生絲ノ製造ヲ爲ス者

三 統制令第一條第二項又ハ第三項ノ額ニ代ルベキ額及其ノ實施ノ日

種別	單位	最高加工質
春蠶期及晚秋蠶繭	生絲十匁	○圓一六
初秋蠶期繭原料	同	○、一八

(一) 本表加工質ハ養蠶業者ヨリ自家用座繰生絲又ハ玉絲製絲委託ヲ受ケタル場合ノ挽貨ナリ  
(二) 副產物ハ總テ座繰生絲製造業者ノ收入トス

ロ 實施ノ日

昭和十八年八月二十四日

四 認可ニ附シタル條件

イ 價格等統制上必要アルトキハ認可ヲ取消スコトアル  
ロ 認可價格及其ノ實施ノ日ヲ組合員ノ營業所ニ掲示ス  
ペシ

## ◆鳥取縣告示第四百五十五號

市街地建築物法施行細則第二十五條第一項ノ規定ニ依リ左ノ通假設建築物建築ノ件許可セリ

昭和十八年八月二十四日

鳥取縣知事 武 島 一 義

一 建築主ノ住所氏名 米子市祇園町二ノ二〇二  
米子造船所社長 坂口平兵衛

一 建築物ノ所在地 米子市祇園町二丁目西一、西三至番地

一 建築物ノ用途 造船工場	田 中 幸 一
一 建築物ノ構造 木造屋根瓦葺平家建 三棟	
一 建築物ノ面積 建築面積 三九一三、八〇平方米 突出セル部分 一一〇七、〇四平方米	
一 命令事項	
一 本建築物ノ存續期限ハ都市計畫事業實施迄トス	
一 前項ノ存續期限満了ノ時ハ都市計畫事業實施者ノ指定スル期日内ニ無償ニテ本建築物ヲ除却スベシ	
一 本建築物ヲ他人へ譲渡シタル場合ハ十日以内ニ届出 ヅベシ	
一 知事必要アリト認ムルトキハ本命令書ノ條項ヲ増減 若ハ變更スルコトアルベシ	
◆鳥取縣告示第四百五十六號	
市街地建築物法施行細則第二十五條ニ依リ左ノ通假設建築物建築ノ件許可セリ	
昭和十八年八月二十四日	
鳥取縣知事 武 島 一 義	
一 建築主ノ住所氏名 鳥取市丸山町一〇三番地	
一 建築物ノ用途 造船工場	
一 建築物ノ構造 木造屋根瓦葺平家建 一棟	
一 建築物ノ面積 建築面積四八、八三八平方米 突出セル部分二四、一五三平方米	
一 命令事項	
一 本建築物ノ存續期限ハ都市計畫事業實施迄トス	
一 前項ノ存續期限満了ノ時ハ都市計畫事業實施者ノ指定スル期日内ニ無償ニテ本建築物ヲ除却スベシ	
一 本建築物ヲ他人へ譲渡シタル場合ハ十日以内ニ届出 ヅベシ	
一 知事必要アリト認ムルトキハ本命令書ノ條項ヲ増減 若ハ變更スルコトアルベシ	
◆鳥取縣告示第四百五十七號	
昭和十九年度海軍志願兵左ノ通徵募セラル	
昭和十八年八月二十四日	
鳥取縣知事 武 島 一 義	



00301

同十一日	東伯郡八橋町	浦安町、下郷村、上郷村、古布庄村、八橋町、赤崎町
同十二日	御來屋國民學校	以西村、成美村、安田村、下中山村、上中山村
同十三日	西伯	澗江町、宇田川村、高麗村、大山村、庄内村
同十五日	日野	所子村、名和村、御來屋町、光德村、逢坂村
同十六日	根雨	大宮村、多里村、福榮村、溝口町、日野村、神奈川村
同十七日	米子市中町	阿尾綠村、石見村、日野上村、米澤村、江尾村、根雨町
同二十一日	西伯	日光村、山上村、八郷村、二部村、黒坂町
同二十二日	米子青年學校	大和村、吉津村、巖村、大高村、春日村、縣村、大幡村、幡鄉村、五千石村、尚德村
同二十三日	米子市	手間村、賀野村、東長田村、上長田村、法勝寺村、大國村、天津村、成實村、夜見村
同二十四日	米子市ノ一部	富益村、和田村、大篠津村、中濱村、余子村、上道村、外江村、渡村、崎津村、彦名村

## 四 志願者注意事項

- 志願者ハ検査開始時刻四十五分前迄ニ検査場所ニ到着シ係官ノ指揮ヲ受クベシ
- 志願者ハ検査前日必ラズ入浴シ身体ヲ清潔ニシ耳ノ検査ヲ完全ニ行ヒ得ル様耳垢ヲ除キロ中ヲ清潔ニシ且安眠スベシ
- 志願者ハ青年學校手帳、鉛筆、辨當、風呂敷(身體検査ノ際衣服ヲ包ム爲)ヲ持參スベシ
- 志願者ハ學術ノ豫習並ニ豫備身體検査ヲ行ヒ懸垂不能又ハ肺活量不足ノモノハ懸垂ノ練習、深呼吸ヲ實行シミタ格ヲ

## 未然ニ防止スベシ

尙トラボーム、皮膚病等ノ如キ一時の疾患ニ依リ不合格トナラザル様努力スベシ

## 五 其ノ他詳細ナル事項ハ市町村長ニ承合スベシ

## 様式

## 海軍志願兵志願書

(志願書提出前六月以内ニ移轉シタル者ニ就キ記入ス)  
右海軍志願兵ヲ志願致度此段出願候也

昭和 年 月 日

本籍地 縣 郡(市) 町(村) 大字 番地

現居住地 縣 郡(市) 町(村) 大字 番地(何某方)

戸主トノ續柄戸主何某何々 (振假名ヲ附ス)

氏 名 戸主 氏 名 (印)

(親權者又ハ後見人  
(本人未成年ナル時)

現住地 縣 郡(市) 町(村) 番地

年 月 日 生

第一希望 第二希望 第三希望

何何兵

何何兵

希望兵種 第一希望 第二希望 第三希望

何何兵

修學程度

(國民學校高等科修了又ハ何中學校)

青年學校ノ課程

(本科第何學年在學中若ハ本科卒業)

現職業 (農業又ハ何商店員)

現居住地ニ移轉

昭和 年 月 日

## ◆鳥取縣告示第四百五十八號

日野郡畜產組合溝口三榮及根雨定期犧牲市場業務規程第三條中羅賣期日左ノ通變更ノ件八月二十四日付認可セリ

昭和十八年八月二十四日

鳥取縣知事 武島 一義殿

鳥取縣知事 武島 一義

年 月 日

鳥取縣公報 第十四百六十二號 昭和十八年八月二十四日 (第三種郵便物認可)

00303

取扱家畜	變更前ノ市場開催日	變更後ノ市場開催日	溝口駒取扱	十一月自二十二日至二十五日	十一月至二十二日
三榮駒取扱	十一月二十九日	十一月十八日	溝口駒取扱	九月二十二日	廢止
根雨駒取扱	十一月二十一日	十一月十九日	三榮駒取扱	九月十四日	廢止

## ◆鳥取縣告示第四百五十九號

東伯郡畜產組合定期穀糶市場業務規程第三條中穀糶賣期日左ノ通變更ノ件八月二十四日附認可セリ

昭和十八年八月二十四日

鳥取縣知事 武島一義

市場名	開場地	取扱家畜	變更前ノ市場開催日	變更後ノ市場開催日
定期穀糶市場	旭	關金	三月十四日、六月十九日、九月一日、十二月八日、九日	三月十四日、六月十九日、九月一日、十二月六日、七日
	吉倉	赤崎	三月十五日、六月二十日、九月二日、十五日	三月十五日、六月二十日、九月二日、十五日
	穀	金市	三月十六日、六月二十一日、二十二日、二十三日、二十四日	三月十六日、十七日、六月二十一日、二十二日、二十三日、二十四日
			三月十三日、六月二十三日、九月五日、十二月六日、七日	三月十三日、六月二十三日、九月五日、十二月九日、十日、十一日、十二日
			三月十一日、六月二十四日、九月六日、十二月四日、五日	三月十二日、六月二十四日、九月六日、十二月二日、三日

00304

## ◆鳥取縣告示第四百六十號

青果物配給統制規則第四條並ニ第六條ノ規定ニ依リ鳥取

縣農會長ヨリ申請ニ係ル梨ノ出荷計畫ヲ承認セリ

昭和十八年八月二十四日

鳥取縣知事 武島一義

彙報

## 蕎麥を空荒廢地へ

栽培法が容易で短期即刻作付を實施せよ

決戦下極めて大切な國民食糧確保の一方法として蕎麥栽培が勧奨されてゐることはさきに記しましたが、蕎麥は空閑地や荒蕪地等の未利用地を開墾した新畠の利用に最も適し、然かも冷涼な山間地や高原地等にも生育を遂げて相當の收穫を挙げ、肥培管理收穫調製も至つて簡単容易であるし、これといふ病蟲の被害もなく、貯藏運搬にも極めて便利で、時局下まことに恰好の作物といへます。

それに栄養の點からいづても有効成分の含有率は、蕎麥粉は小麥粉に劣らず、蕎麥切りは煮うどん、麥飯、米麥混飯を凌駕し、米飯と殆ど匹敵する位であります。

収量の點からいって普通の熟烟を使用することは不經濟ですが、空荒廢地等の利用には最も適してゐるのですから決戦下の備荒作物としては非作付すべきものです。

目下丁度播種期に當つてゐまして、播種から收穫までの期間は七一八十日ですが、霜害を最も怖れますから、その點を考へて至急播きつけられるやう切にお勧めします。尙舊麥は風害による腰折れが恐ろしいので、風當りの少い場所を選ぶことが肝要です。

舊麥は播種の場合畦立の必要はありませんが、條播をする場合は作條を切らねばなりません。畦幅は一尺三四寸から二尺位、地味と氣候を考へて適當にします。

急速に作付の増加を圖る場合は、普通烟では除草したばかりで別に耕起整地をせず、作條を切る程度でも結構です。又荒無地や林野等に新しく舊麥作を開始する場合は昔から行はれる焼烟式を探るがよく、整地は別に耕起しないで溝に當る部分の土を兩側から切返して上げて畦を作る略式の不整地蒔でもよろしいです。最近は松林や杉林等材木伐

採の跡地が頗る多いのですが、これらの地にも伐採株の間による被害も多く、勿論天候や栽培により一樣にはいへないが、莖が太く葉が廣く、多くの枝を盛に繁茂するやうな状態よりは、寧ろ一莖宛に、繁茂しないで稍貧弱に見えてもその主莖に着生する結實數の多いやうな状態に作る方が收穫が多いものです。

しかし加里肥料は必要ですから相當施さねばなりません。加里の自然供給量の多い新開烟や燒烟の成績がよいのはこの爲と思はれます。従つて加里肥料の入手出來ぬ現在では草木灰の蒐集生産に努めるやう心掛けることが大切です。播種量は撒播、條播、點播によつて異り、同じ條播でも畦幅や播幅の廣狭で違ひますが、反當大体撒播で約一斗、條播、點播の時は普通四升乃至六升位です。中耕土寄其の他の管理は殆ど必要ありません。

舊麥の成熟は同じ一株でも上部と下部で結實が一齊でな

00306

いか、畑全体の約七一八割が成熟したと見た收穫します。殊に收穫の間際に霜に逢ふと非常に脱粒しやすくなるから、格別氣をつけねばなりません。

刈取つたら二握り乃至四握りを一把として束ねて、圓錐形に數把づゝ立てかけるか、或は架掛けとします。天候で違ひますが十日乃至二週間位で乾燥します。指の爪先で潰して子實の内容が粉状になる位に乾燥すればよいのです。乾燥したら晴天の日に席の上で打落すか、臼その他大きな樽等に打ちつけて落すか、或は脱穀機にかけて脱粒します。そして篩選し、唐箕選をして調製を終ります。なほ乾燥が足りなかつたら席に擴げて天日乾燥をします。收量は天候や栽培條件で違ひますが上作で二石、普通二石から一石二斗位と見ればよいです。

(農務課)

### 若き女性よ職場に出でよ

國家は女性の進出を待つてゐる  
箱入り娘を重寶がる時代でない

時局の進展と共に女子が勤労を以て國家に盡さうとする熱意が追々各層に行きわたり、農繁期に於ける勤労奉仕を始め各職場への奉仕、或は進んで重要産業への就職等日に増加しつゝあることはまことに喜びに堪えません。しかしながら働く女性が舊慣にとらはれて、家庭に残つてゐる者の相當あることは遺憾です。ことに中流以上の家庭にさうした女性が多いといはれてゐるのは、お互くれぐれも反省を要するものと考へられます。

申すまでもなく今や戦局の様相はいよいよ苛烈となり、敵はその誇る膨大なる物資と生産力によつて我を壓倒しようとして、反攻の意圖侮るべからざるものあることは度々の大本營發表によつても明かでありまして、前線將兵はこの執拗なる反攻を打ち碎くべく深刻なる奮闘を續けられて

居ります。敵は緒戦の慘敗から漸く立ち直つて、その經濟力にものをいはせ多大の犠牲を覺悟の上で戦力を増強して反攻に出でるのでありますから、戦は今や所謂四つに組んだ角力のやうに大決戦であります。もとより忠勇義烈なる皇軍の偉力は如何なる敵の企圖をも撃破殲滅して下さること少しも疑ひはないのであります。何といつても敵は大國です。そして特に經濟力は戦前世界を制壓してゐた強國です。東條總理大臣も度々宣言されてゐるやうに、緒戦の戦果は既に我が國必勝の戰略態勢が完成されてゐるのです。我々は怖れはならぬが斷じて油斷してはなりません。學國一億の同胞が協戮奮進、前線銃後一体となつての大敢闘を必要とするのであります。

敵は飛行機軍艦その他あらゆる兵器の製造に實に天文學的の數字を連ねて大量生産を誇示してゐます。もとより敵のいふ程の生産は出來ないとしても、相當大量の製造が可能であることは明かで、我々は是非これに負けない兵器の製造をせねばなりません。戦の最後の決は精神力であるとしてもそれが如何に重要であるかをも考へねばなりません。

が、これこそ時代を知らぬ間違つた思想で、今もすべての母親たちは、女子の勤労が國家の爲に極めて必要であつて、皇國女子としてこの上なき名譽であると共に、娘の教養としてもそれが如何に重要であるかをも考へねばなりません。

今や日本の男子は不具者や廢疾者でない限り、みな前線に職場に生命を賭して敢闘してゐるのでありますが、この挺身國家の急に赴いて奮闘する男子、或はさうした貴重な體験を経た男子に嫁する女子として、溫室育ちのやうに親から包まれて生長した娘がどうして長い生涯の夫婦の幸福な生活を築き得ませう。この難局を切り開く爲に奮闘した女性こそ將來の勇ましい男性の好伴侶として一生を共にする資格のある者であることを自覺せねばならぬのであります。

又これと共に注意すべきは既に勇ましく國家の要請に應じて職業戰線に活躍してゐる女性の心構えであります。これらの人人はこの重大時局に身を挺して奉公してゐる人達ですから、その嗜みは決戦敢闘の女性として確乎たるものがあ

はいつても、大和魂ばかりで戦ひには勝てません。大和魂に豊富なそして優秀な武器を持たせることが絶対に必要であります。又直接戦ひに必要なものばかりでなく、其の他の重要産業を始め各種の生産も是非敵に負けてはならぬのであります。

然るに戦ひはいよ／＼長期に亘り、男子は追々と第一線へ、またはげしい労働を要する職場へと進出しなければなりませんから、そのあとを受けて女子が自分の力で出来る職場を受け持たねばならぬのは當然であります。女子の職業戰線への進出は今や國家に對する必然の義務であります。昔は勤労は自分の生活の爲であります。女子の勤労は國家の爲なのであります。戦ひに勝つ爲には女子の勤労を是非必要とするに至つて居るのであります。

元來我が國には舊幕時代からの弊として女子の勤労を蔑視する風が残つてゐて、「嫁入り前の娘を職業につかせると品が落ちる」とか、「娘を働くなどすると親戚や近所の手前もよくない」と考へる母親がいまだにあつてゐます。

以上こゝに現代の若き女性が如何に時局の急に應じて國家の爲に勤労に邁進すべきであるかを述べました。然るに女子はその体質上又性格上男子の如く大砲や軍艦を造る軍需產業や其の他の重要産業に果して從事し得るかと疑ふ向きがありますが、しかし、兵器製造その他重工業といつても決してさう強い力やむづかしい工程のものばかりではありませんが、當今の職場にはかうした女子の特性に合つた仕事が極めて多いのであります。

又重工業以外の事務部面にしても、銀行會社其の他の公務

00309

員として或は運輸交通の方面にしても、女子に適する仕事男子に代つて女子の受持つに恰好の職場は極めて多く、尙近來は國民文化的な厚生施設等にも女子の勤労を適當とする部面が非常に多くて、いはゆる深窓の令嬢たちにも可能な仕事はいくらでもあります。まして學校でいろいろの教養を経た娘達の適職は頗る多く、各種の職場はその進出を待ち受けてゐるのであります。

それに女子の職場に對しては政府は女子の勤労に適するやう種々の管理を行つて、例へば勤労の時間とか程度、作業工程を始めその他厚生的な施設の方面についても種々考慮が拂はれてゐるのでありますから決して心配はありません。

政府は既に本年初頭「生産増強勤労對策要綱」を開議で決定し、女子で出来る職業には女子を動員して、これらの職業には男子の就業を制限し乃至は禁止する方針を定めてゐるのであります。女子徴用はまだ實際には實行されてゐませんけれども、國民徴用令では何時でも徴用し得るこ

とになつて居り、要するに現在としては職場に働き得る若き女性の自發的進出を待つてゐるのであります。

日本が強いのは立派な家族制度を有すること、強兵を多量に有することによるのでありますから、これが爲には女性の任務は甚だ大なるものでありますから、家を守ること、子供を生み育て、優秀な國民を養けて行くことには特に全女性が充分なる注意努力を拂はねばならぬのですが、一面働き得る若い女性の職場進出は、決戦下の重大な要請であります。一億國民がいま大東亞戰爭完勝のために全力を捧げて奮闘すべき時、働き得る若き女性はみながその生活の現状を反省して、國家の命令を待つまでもなく、すべての人が決然として立つべきであります。

もとより個々の家庭にも成さねばならぬ仕事はいくらもありませう。殊に男子の出郷が多い現在、いづれの家でも皆相當多忙であることは當然です。しかしそれを能ふだけ差し繰つて、國家緊急の爲に労力を捧げねばならぬのが國家非常時局に於ける實情であります。娘が職場に働くと女性としてのたしなみが亂れるとか、嫁入前の娘としてふさ

はじくないなど、いつてゐる時ではありません。さうしたことを見克服して、たしなみを失はぬやう女性としての修養に努めながら、進んで働くかねばならぬのであります。お國の爲に働く喜びに胸をたぎらせて職場に進出し、みなが自分に適する仕事に勵んで國家の急に些かでもお力にならうではありませんか。

(勤労課)

## 草履表加工及切藁生產

老幼又は一般者の副業本業に

鳥取縣副業協會、縣農會後援の下に、農林產株式會社鳥取支店で一般副業として切藁及び草履表加工業を獎勵してゐる。切藁一貫匁一圓八十錢、外に穂附切藁（筈用）一貫七十錢位、草履表加工一足十五錢位で右會社で購入してゐて、一貫匁の素藁から切藁一貫三百匁、この代二圓三十四錢、穂附切藁一貫三百匁九十一錢、計三圓二十五錢（この工程熟練者で二日位）草履表は一貫匁の切藁で四五十足は作れて、一日十五足作つて一圓六十五錢位になるから

老人子供の仕事として又一般副業乃至本業として適當の收入となるわけである。津山方面では學校から販つた子供が夕方まで三足から五足も作つて學品代を得、又は貯金する等の例も多いといふ。

時局柄藁も肥料飼料用として重要資源ではあるが、切藁として一割四分位、穂附切藁も亦これ位の量に當るから、七割餘は肥料飼料用として使用し得るのであつて、大局部的にいたした影響はないものと思はれる。

切藁とは穂附切藁（通稱スボ）の下方の節から下の、節と節との間を一番節といつて節間も長く質も最もよい。その次の二番節は長さも短く質も劣るが、長さ四寸以上あれば使用出来る。草履表加工は一般草履を作る方法と異なることはなく、唯一一本づゝ順序よく列べて作ればよいので至極簡単である。各地で數日間づゝ講習會を開いて會社から講師を派遣する計畫であつて、實例によると五日か七日の講習で一日五六足を作るやうになり、後半月もして熟練すれば一日十五六足、極上達したものは二十足以上も作るものがある。

## 鳥取縣本年度生產目標

蕪 菁

郡市別	當面付積割	目生標產
鳥取市	八〇	七〇反
米子市	八五	
岩美郡	一四〇	
東伯郡	一二〇	
西氣郡	三〇〇	
日頭郡	二五五	
西伯郡	一一〇	
野高郡	一〇〇	
計	四二四	四二千貫

昭和十八年八月二十四日印刷  
昭和十八年八月二十四日發行

發行者 鳥取縣鳥取市東町  
鳥取縣鳥取市吉方町 取  
印刷所(西鳥19) 前田印刷所